

# 令和5年度税制改正に係る要望書

令和4年11月29日

千葉県町村議会議長会

長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等により、国内の景気は極めて深刻となり、地方財政は厳しい運営を余儀なくされています。

こうした現下の状況を踏まえ、町村が地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築するとともに、町村にとって命綱である地方交付税の安定的確保等により地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

つきましては、令和5年度の税制改正に当たり、次の事項について、必要な措置を講じるよう要望いたします。

## 記

### 1 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税される基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。

特に、令和4年度における土地に係る固定資産税の負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては、令和4年度限りとするとともに、令和5年度は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策等の経済対策や、生産性革命の実現等の政策的な措置については、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

## 2 自動車関係諸税の見直し

自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中で、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

令和4年11月29日

千葉県町村議会議長会長 松野唱平